

NICHIBUN SAKURA FIELD 利用の手引き

1. 施設の基本情報

(1) サッカーグラウンド (人工芝)

- ◇ 日本サッカー協会 (JFA) 公認ロングパイル人工芝サッカーグラウンド (縦 105m×横 68m、国際規格) ※小学生用コート (50m×68m) 2面としても利用可能。
- ◇ フィールド冷却細霧システム (ミスト)
- ◇ ナイター照明設備 (200~250 ルクス)
- ◇ 観客席 (120 席)
- ◇ 駐車場 (普通車約 20 台、大型車駐車可)

(2) フットサルコート

- ◇ ロングパイル人工芝 (縦 40m×横 19m)

(3) クラブハウス

- ◇ ミーティングルーム 〈2 部屋〉 (2 部屋をつなげての利用も可能)
- ◇ シャワー付きロッカールーム 〈2 部屋〉
- ◇ トイレ

2. 利用方法

(1) 施設利用できる団体

- ◇ 本学所定の利用許可団体登録を行っている団体。利用許可団体登録については利用許可団体規約を参照してください。

(2) 利用日時

- ◇ 本学の施設は、本学業務 (授業・行事及び課外活動等) に支障がないと認められる場合に利用することができます。
- ◇ 利用日時は、本学が指定する曜日時間とします。利用が可能な日時については「NICHIBUN SAKURA FIELD ホームページ」の「予約カレンダー」から確認をしてください。
- ◇ 利用可能時間は原則午前 9 時から午後 9 時までとします。
- ◇ 使用時間の区分は、原則、1 時間を利用時間の単位とします。

(3) 利用許可団体の遵守事項

- 1) 利用にあたっては、次の事項を遵守願います。
 - ◇ 利用許可団体登録申請書の利用目的に記載された目的以外の使用はしないこと。
 - ◇ 利用を許可された大学施設を他の者に転貸し、使用させないこと。
 - ◇ 大学の近隣住民に迷惑をかける行為 (喫煙、無断駐車、ゴミ捨て、騒音) は絶対に行わないこと。近隣住民等から大学へクレームが入った場合には、利用許可団体登録を抹消する場合があります。
 - ◇ 施設に物品を搬入しようとするときは、あらかじめ本学の許可を受けること。

- ◇許可なくポスターの貼付、ビラの配布、横断幕・懸垂幕の掲揚等を行わないこと。
- ◇許可なく電気機器類等を搬入し利用しないこと。
- ◇許可なく電気機器類等を搬入し利用しないこと。
- ◇許可なく物品販売等の営業活動を行わないこと。
- ◇許可なく設備、備品等を移動しないこと。
- ◇施設内は全て禁煙です。火気の使用も行わないこと。
- ◇金属製スパイク、その他、人工芝を痛める恐れのある金具等の使用は禁止です。
- ◇施設内のペットの同伴は禁止です。
- ◇飲酒・酒気を帯びての利用は禁止です。
- ◇ゴミは持ち帰り、施設利用後は整備、清掃を行い、原状に回復すること。
- ◇利用後、照明・空調のスイッチを切り、戸締りを行うこと。
- ◇利用規模に応じて医療機関への連絡体制、保険の加入を行うこと。
- ◇施設利用中に盗難又は紛失等の事故が起きても本学はその責を負わない。
- ◇施設、設備等を破損又は滅失したときは、速やかに本学に届け出ること。
- ◇最善の注意を持って施設の利用をし、備品・レンタル用品等を破損・紛失した場合は、速やかに管理者へ報告すること。
- ◇利用者が利用を拒まなかった全ての個人・団体に対し、本手引きの内容を周知し、遵守をさせること。
- ◇その他大学施設の管理上の指示に従うこと。

・入構・駐車・駐輪について

- ◇施設の利用開始（入構）時と利用終了時には必ず施設内「information」で受付を行うこと。
- ◇施設利用者が多人数の場合、又は来学する時間が集中する場合には、利用許可団体が案内人、警備員を配置する等、大学施設内及び施設近隣の方に迷惑のかからないようにすること。
- ◇駐車場の利用については1団体6台まで利用可能です。複数の団体で同時に利用する場合、各団体で割り振りを行うこと。
- ◇駐輪場は駐車場 No.7 の横になります。停めきれない場合は、管理人の指示に従うこと。
- ◇駐車中は必ずエンジンを切ること。
- ◇ボール使用の有無にかかわらず、駐車場内での運動は禁止です。
- ◇駐車場を利用する場合、予約時間の30分後には駐車場を空けること（例.グラウンド利用が12:00までの場合、12:30までには駐車場を空ける）。
- ◇観覧者の駐車場の利用はできません。

2) 次の場合は貸し出しを行わない。

- ◇宗教的活動を目的とするもの
- ◇個人や営利を目的とするもの
- ◇政治的活動を目的とするもの
- ◇公序良俗に反する行為を行うもの
- ◇近隣、施設内の他の者に迷惑が生じるもの

◇その他、本学の方針に沿わないもの

3. 利用料金

利用にあたっては、利用料金表に記載された利用料が必要となります。

<利用料金表（税別）>

・サッカーグラウンド

	平日	休日
利用料金（1時間あたり）	12,000 円	20,000 円

※夏季（3月～10月）18時、冬季（11月～2月）17時以降はナイター照明料金1000円（1時間あたり）が利用時間に応じて加算されます。ナイター照明の利用は安全面から必須となります。

・フットサルコート

	平日	休日
利用料金（1時間あたり）	7,000 円	12,000 円

※夏季（3月～10月）18時、冬季（11月～2月）17時以降はナイター料金1000円（1時間あたり）が利用時間に応じて加算されます。ナイターの利用は安全面から必須となります。

※サッカーグラウンド、フットサルコートは、予約時間の直前に他団体の利用がない場合でも、原則、予約時間内のみの利用となります。

・付帯設備

ミーティングルーム 2,000 円/回

シャワー付きロッカールーム 5,000 円/回

※付帯設備の利用はサッカーグラウンド予約時間内のみとなります。予約時間の前後での利用は禁止です。

4. 利用のキャンセル

◇キャンセル方法は、予約確定メールへの返信、もしくは口頭または電話による申告のみとする。

◇雷雨・台風等及び本学の責に帰すべき事由により使用できなかった場合及び、利用の14日前までに取り消しの申し出があった場合を除き、前納された利用料はお返しできません。

（例、20日9時予約の場合、6日9時以降は返金なし）

◇キャンセルにより、利用料金を返金する場合の手数料は、利用者が負担するものとする。

5. 利用許可の取消等

次の場合は、利用許可の取消又は変更をする場合があります。

◇本学が貸与施設を利用する必要が生じた場合

- ◇施設の状態不良等が発生した場合
- ◇貸与施設を毀損する恐れがあると認められる場合
- ◇風紀を乱す恐れがあると認められる場合
- ◇大学の授業その他本来の目的に支障を来す恐れのある場合
- ◇利用者が利用料を納付しない場合
- ◇利用許可団体登録申請に虚偽の記載があった場合
- ◇利用日前日までに施設内又は施設付近において、不測の事態が予想される場合、又は発生した場合
- ◇「2.(3) 利用許可団体の遵守事項」に反した場合
- ◇その他運営管理上支障があると認められる場合

6. 免責・損害賠償

- ◇上記項目5. により使用の承諾を取消され、又は利用の中止を命じられたことにより利用者に損害が生じた場合においても、本学はその損害を賠償する責任を負わないものとする。
- ◇施設利用中における事故等の発生により使用者が損害を受けた場合においても、本学に当該事故等の発生について故意又は重大な過失がない限り、本学はその損害を賠償する責任を負わない。
- ◇施設利用に際して、機器備品・設備等に毀損又は損失があった場合は、その損害を現物もしくは、代金をもって弁償していただきます。
- ◇施設の利用中に、ボールが施設外に飛んでいく等を原因として、事故や怪我、破損につながった場合は、本学はその損害を賠償する責任を負わないものとし、利用許可団体の責任者が全ての責任を負うものとする。

7. 施設の利用予約方法

- (1) 学外者への空枠の通知方法
 - ◇「NICHIBUN SAKURA FIELD」HP の「予約カレンダー」から予約可能日時をご確認下さい。
- (2) 利用予約方法
 - ◇本学所定の利用許可団体登録申請後に HP 内の「予約フォーム」よりお申し込みください。
- (3) 利用料金の振り込み及び予約確定
 - ◇上記(2)にてお申し込み後、施設より「予約確定メール」を送付します。メールの指示に従って、指定の金額を指定口座に振り込んでください。振り込みが確認できた時点で予約確定となります。振り込み期日までに振り込みが確認できない場合は、予約を取り消すことがあります。
 - ◇振込手数料は利用者負担となります。
- (4) 利用の変更・取消
 - ◇利用の変更や取消をする場合、判明した段階で速やかに施設まで必ず連絡ください。
 - ◇利用の14日前までに取消された場合は、利用料金を返金します。
 - ◇利用予約日の14日前を過ぎてからの取消は利用料金を返金しません。
 - ◇雨天等を理由としてのキャンセルは利用料金を返金しません。

8. 問い合わせ先

◇NICHIBUN SAKURA FIELD

〒193-0934 東京都八王子市小比企町 1658 番地

(TEL) 080-6063-2440 (Mail) nsf@nihonbunka-u.jp